式子内親王集』の研究

―― 百首歌の成立時期をめぐって

山﨑桂

()はじめに

後 白 河 法 皇の皇女である式子内親王は、新古今集に四九首の入集歌を持つ女流歌人として有名である。この式子内親王の作品で、集歌を持つ女流歌人として有名である。この式子内親王の作品で、大一首の日まだふる年の空ながらかたへ霞める春の通路」の一首でまる百首歌のA歌群と、「霞とも花ともいはじ春の色むなしき空にまる百首歌のA歌群と、「霞とも花ともいはじ春の色むなしき空にまる百首歌のA歌群と、「霞とも花ともいはじ春の色むなしき空にまる百首歌のA歌群と、「霞とも花ともいはじ春の色がなしき空にまる百首歌のA歌群と、「霞とも花ともいはじ春の色がなしき空にまる百首歌のA歌群と、「韓入勅撰不見家集歌」として収められた六一首のD歌群とである。

て、『式子内親王集』の成立の一端に言及したいと思う。みたい。そして、A、B両百首の成立を明らかにすることによっするものであり、そのことからB百首の識語の意味をも再検討して首の成立時期が問題となる。本稿は、その成立時期を推定しようと首の成立時期を推定しようと

口A百首と干載集

③承安二年(一、一七二)頃

4)建久三年から四年(一、一九二~三)にかけて

⑴は、辻森秀英氏の論(注2)を受けて、国島章江氏が出された説

忘れめや葵を草に引き結び仮寝の野辺の露のあけぼの(注3)であり、主たる根拠は、A歌群中の一首、

が、新古今集にとられており、その詞書が、「斎院に侍りけると

の奥に「建久五年五月二日」という日付のあることから、日付どお後鳥羽院御百首であることが明らかであり、B百首についても、そ

このうち、Cの百首歌については既に正治二年(一、二〇〇)の

るうとの見解を示されている(注4)。 のである。さらに、国島氏は、A、B百首は共に奉納したものであたもの、Bも建久五年に出家の記念として同社に奉納百首であって、Aは斎院在任中、賀茂の祭の時、記念として賀茂神社に奉納して、 のである。さらに、国島氏は、A、B百首は共に奉納百首であったもの、Bも建久五年に出家の記念として同社に奉納したものであるうとの見解を示されている(注4)。

の如き仏教思想をあらわににしたものを斎院在任中によむはずはなだちにてよめる」ではなくて、「神だちにて思ひしことを」の意にだちにてよめる」ではなくて、「神だちにて思ひしことを」の意にがちにてよめる」ではなくて、「神だちにて思ひしことを」の意にがおいる。 A 百首中の

(3)説は、馬場あき子氏の説(注6)で、A百首夏の部冒頭のいないことを傍証としてあげられた本位田重美氏の説(注5)である。 の如き仏教思想をあらわににしたものを斎院在任中によむはずはなの如き仏教思想をあらわににしたものを斎院在任中によむはずはな

(4)説も、(3)説と同じ歌の解釈に立つが、千載集との関係から、この実を結びつけて出されたものである。の解釈と、嘉応三年三月一日妹の休子内親王の死亡という伝記的事

春の色のかへうき衣脱ぎ捨てし昔にもあらぬ袖ぞ露けき

成立時期を考えてみたい。ここでは、ひとまずBが識語どおり建久右の如き先学の諸説を確認した上で、もう一度、A歌群の百首のとして出された武田史子氏の説(注7)である。服喪は建久三年三月十三日に崩じた父後白河院のためのものである服喪は建久三年三月十三日に崩じた父後白河院のためのものである。

A成立の上限は、⑵説として紹介した本位田氏の指摘もあるとおれ以前の成立という前提のもと、その上限の推定から始めよう。五年五月二日の成立であるとする従来説(注8)に従って、Aはそ

り、千歳集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、千載り、千歳集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、『古来風体抄』は晩年の式子の求めによるものであることは周知のとおりである。この密接な関係は皇女である式子との間にも及び、式子の作歌指導はており、それは出家の身で勅撰集を奏覧したことからも窺える。この密接な関係は皇女である式子との間にも及び、式子の作歌指導はでおり、千歳集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、千載り、千歳集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、千載り、千歳集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、千載り、千歳集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、千載

中将のきみのもとより、みかきのうちの花とて、をりたび大炊御門の斎院、いまだ本院におはしましゝ比、かの宮のたことがわかる。これは、『建礼門院右京大夫集』にまた、式子の斎院時代の女房の中に、「中将」と呼ばれる者がい

かへし しめのうちは身をもくだかず桜花をしむこゝろを神にまかせて

こめのほかも花としいはん花はみな神にまかせて散らさずもが

と注記があるてとは、既に清水文雄氏が指摘しておられる(注9)。皇太后宮大夫俊成女、前斎院女別当、号二中将1は、という贈答がみられ、この「中将のきみ」は彰考館本右京大夫集にという贈答がみられ、この「中将のきみ」は彰考館本右京大夫集に

さらに『明月記』嘉禄二年十二月十八日の条、定家の姉妹を記した

前斎院内親王女別当張二禊祭,御車,

俊成の薫陶により歌も堪能であったと考えられるし、式子より十才 才年長であることが明らかにされている。すると、この中将は、父 この中将という女性は定家とは異腹の姉にあたり、 定家より約二〇 という記事が見える。また、石田吉貞氏の考証(注10)によって、 ったことも十分考えられるのである。

であろう。 的に見てかなりの秀歌を持つA百首を俊成が見落すはずはなかった る。従って、もしも、Aの百首が斎院時代も合めて、干 載 集 奏 覧 俊 成と非 常に親しい間 柄であり、近い位 置にいたことを示してい 前に成っていたならば、当然俊成の目にはいったであろうし、客観 以上のことは、式子がそのごく初期から、斎院時代も、その後も

さらに、式子の干載集入集歌をみると、

事につかはされける、 日、變林寺のみこのもとより、昨日は何事かなど侍ける返 賀茂のいつきかはり給て後唐崎のはらへ侍りける また の

⑴みたらしや影絶えはつる心地してしがのうらぢに袖ぞぬれにし

という歌や、 (雑、九七〇)

侍けるに書きつけ侍ける 賀茂のいつきおり給て後、祭のみあれの日、人の葵を奉て

②神山のふもとになれし葵草引きわかれてぞ年は経にける(夏、

いうことは不自然ではなかろうか。 のような歌はとられているのに、Aからは一首もとられていないと て、国島氏の説の如くAが斎院時代に成っていたとすると、(1)、(2) 斎院であったことの記憶が新しい頃、贈答された歌である。 従 ②も
済院退下ののち、あまり年を経ずして、つまり、人々に式子が前 というような歌が入集していて、川は式子斎院退下直後の歌であり、

(A、Bの類似性

を調査したところ、次表のような結果を得た。 題は無視できないものと考えている。式子の全歌について、この点 は、和歌作品を扱う時その基礎的な分析作業として、表現技巧の問 作品内部から裏付けるものとして表現技巧の変化があげられる。私 文治四年(一、一八八)(注12)であると考えられる。このことを、 さて、千歳集との関係でみる限り、A成立の上限は千歳集奏覧の

するもの、及び私の調査したところによって、はっきりと本歌とわ かるもののみをとった。 た。本歌取りについても古注釈に指摘するもの、今日の注釈の指摘 るもの以外は、連用中止、接続助詞は原則として句切れとしなかっ は、終止形、命令形、体言のものを数え、著しい疎句を作ってい については、その認定に差の出るところであるが、句切れについて 分比を示すと考えてよい。この表の数値のうち、句切れ、本歌取り 表のABCはそれぞれ百首歌であるから、表の実数がすなわち百

えるのは、AとBの数量的類似であり、Cになって各項それぞれ増 て眺めると、体言止、句切れ、本歌取……等のすべてにわたって言 ないが、表』を見るとやはりAとBは数量的に似かよっており、 加するということである。句切れについては、表しではよくわから ところで、この表であるが、A、B、C間の数値の変化に注目し

(表	I)		*									·
			I	A		В		С		その他	計 ———	%
体	言	止	3	3	3	4	4	3	2	8	138	35
句	初	句 切	1	6	1	0	2	:0	1	6	62	16
切 れ	Ξ	句 切	3	4	3	0	2	20	2	8	112	29
本	歌	取	1	.4	1	6	2	27	1	6	73	18
	掛	詞	9 \)	10		12)	5		36	\
	縁	語	2	1.0	0	,-	1	00	4		7	11
	枕	詞	2	16	2) 15	3	22	0	9	7)
	序	詞	4		3		6)	0		13	5.2

<u>(表 【)</u>					
	A	В	С	D 及そ び他	計
初句切	16	10	20	16	62
二句切	12	11	15	13	51
三句切	34	30	20	28	112
四句切	6	7	17	9	39
음 	58	50	58	58	224

巧の上で少しも変わらないということは考えられない。従って、A 子のごく初期の百首が、それから二十五年も後のBの百首と表現技 ら早くから歌に親しみ作歌に励んだとは言え、習作期とも言える頃 り式子十六才以下の成立としたのではどうであろうか。式子がいく の百首であるとすることには賛成できないのである。そのような式 推定に立つと、A 成立であるという が斎院時代、つま

あるということを示すのではないか。表にみえるCの数量的変化に このことは、とりもなおさず、A、Bがかなり 近い 時 期の成 立で り、AとBとはいっしょに考えてもよい性格を持っていると言える。 Cになって変化があらわれている。つまり、各技巧の数値をみる限 ついては、今は紙

数がないのでくわ しく述べられない

が、正治二年の院 初度百首であり、

られる。

かなり近い時期の

A、Bの成立が

ことの反映と考え の詠であるという 期が最も熟した時 す前夜の、達磨歌 新古今風を生み出

| 四「忘れめや……」の背景

問題である。この点について国島氏は、諸説の紹介でふれたよう るとの説である。 するものだから、この一首を含むAは必然的に嵡院時代の成立とな のは旧作を集めて百首を成すのではなく、新たな気持で一気に詠出 に、奉納百首であるという立場をとられるため、奉納百首というも 立でないとすると、「忘れめや……」の一首をどう考えるかと言う ところで、一つ気がかりになるのは、Aが右の如く斎院時代の成

う部立も、奉納百首に限ったことではなく、百首歌の部 立として どと照応して好都合なのであるが、A、B二つのみが奉納百首であ 本位田氏の論(注13)があり、私も同じ立場である。 百首に固有の部立であると言うことはできない。この点については 二〇首、夏十五首、秋二〇首、冬十五首、恋十五首、雑十五首とい るとすることの積極的理由となると、少々心もとない。A、Bの春 百首歌の存在にもかかわらず、このA、B二つが残っていることな 『五社百首』も、『堀河百首』等を受ける組題百首で、それを奉納 『重之集』以来見られるところである。 国島氏の言われる 俊 成 なるほど、奉納百首であるとすると、伝記的事実や、他の多くの

い。何らかの記念として泰納されたものであるならば、そのいきさ に対して、式子のA、Bはそのような序、あるいは奥諧が 一切な 『五社百首』を見ても、いずれも奉納の主旨等を記した序を持つの さらに、奉納和歌最古のものと言われる『相模集』や、 先述 てみると、 首の内部から検証してみよう。 印春の色のかへうき衣脱ぎ捨てし昔にあらぬ袖ぞ露けき

う。 奉納歌というものの研究を今少し待って結論づけねばならないだろ つを序として付すのが当然ではなかろうか。以上の点については、

う。この方法は、詠歌の練習として堀河百首以後、しばしば行なわれ されたものと考える。つまり、全体的な部立とその中でのおおよそ の時点での題詠である。私は、式子の題詠百首は次のような態度でな 度で成したと見れば、百首の中に一~二首旧作が混入していても不 は十分ありうることではあるまいか。そういう比較的自由な題詠態 い時、旧作の中からそこに合う歌が選ばれて入れられるということ て順次詠んでゆくうちに、ちょうどそこに合うような詠の生まれな である。そうすると、たとえば、春の部立の中を時間の推移によっ の題の構想を立てながら詠んでゆき、まとめあげてゆくという態度 たものである。式子の場合も旧作を集めて成したわけではなく、そ とに別れると見て、式子の場合、後者による百首とみて よい だろ することは余裕がないので指くとして、大きく秀歌撰集と題詠百首 る。まず、百首歌についてであるが、百首の詠出方法について詳述 ところから、「忘れめや……」の一首を考えてみることが必要であ 自然ではない。 すると、今のところ奉納というような特殊な百首ではないという

首は、まさに右の旧作混入の一首とみられるのである。この点、百 このような観点で式子のA百首をみると、「忘れめや……」の一

問題となる「忘れめや……」の一首を含むAの夏の部を次にあげ

(2)時鳥いまだ旅なる雲路より宿かれとてぞうゑし卯花

③忘れめや葵を草に引き結び仮寝の野辺の露のあけぼの

(4)あはれとや空に語らふ時鳥寝ぬ夜つもれば夜半の一声

と言えば琦院時代の忘れがたい一首である「忘れめや……」の歌をる。従って、三首目には葵の歌が必要であったのである。そこで、葵部冒頭の四首は堀河百首題を意識し、念頭においていたと 思われ題ですべて百首を詠んでいるわけではないが、少くともA百首夏の色ですべて百首を詠んでいるわけではないが、少くともA百首夏のとなっており、冒頭()は更衣、(2)は卯花、(3)は葵、(4)は時鳥である。

にて」という詞書をつけたのであろう。 A百首中の歌であるにもかかわらず、「斎院に侍りけるとき神だちが、これは斎院時代の詠なのだということをよく知っていたため、が、これは斎院時代の詠なのだということをよく知っていたため、 入れたのではなかろうか。

勅撰集の詞書が常に正確であるとは限らない。今の場合、作品次のように述べておられる。 尚、この一首について、久保田淳氏は『新古今和歌集全評釈』で

はむしろ「斎院に侍りけるとき」の生活を後年回顧したと解さ

久保田氏は、新古今集の詞眥に疑問を持たれつつ、旧作混入の場合な場合もある。(二巻、二三頁)われるから、一首のみから全体の詠作時期を決めることは危険れるのである。又、過去の作を定数歌に混ぜることも時折行な

もあげて、保留しておられるが、新古今集の詞背、歌の内容を無理

なく、最もスムーズに理解できるという点では旧作混入の可能性がなく、最もスムーズに理解できるという一つの作品世界構成の必要強いと思われる。併せて、百首歌という一つの作品世界構成の必要ということにかかわってくるので、少し私見を述べておこう。式子ということにかかわってくるので、少し私見を述べておこう。式子の場合、百首歌への旧作混入率は、極めて低いもので、恐らくは一のの百首に、一~二首あるかないかではないかと思われる。もとより、百首中の詠が、過去の他の時の詠をあつめたものであることをり、百首中の詠が、過去の他の時の詠をあつめたものであることをり、百首中の詠が、過去の他の時の詠をあつめたものであることをり、百首中の詠が、過去の他の時の詠をあつめたものであることをり、百首中の詠が、過去の他の時の詠をあつめたものであることを

田A、B同時成立の否定

まず、家集の構成を確認しておこう。書陵部蔵第一類本(五〇一年五月二日」という識語の意味とBの成立を併せて考えてみよう。がでよいのだろうか。ここで、A成立の下限推定も含めて「建久五立の下限はどうなるのだろうか。建久五年五月二日以前という従来立の下限はどうなるのだろうか。建久五年五月二日以前という従来立の下限はどうなるのだろうか。建久五年五月二日以前という従来立いていた。

時期は、一応、次の三つの場合が想定できる。すなわち、で諸本とも変わりはない(注15)。この構成から考えるとAの成立この構成は、外題と「前小斎院御百首」のタイトルが若干違うのみ

・三二)(注4)を見ると、次のようになっている。

2) B歌群と同時(1) B歌群より前

(3) B歌群より後(2) B歌群と同時

萱斎院御集 (外題)

D歌群 B歌群 C歌群(百首歌 A歌群 又 雖入勅撰不見家集歌 建久五年五月二日 前小嵡院御百首 (百首歌、 (百首歌 春、夏、秋、冬、恋、旅、山家、鳥、祝) 春 部立はAと同) 夏 秋 冬 恋 雑

付されたもの――奉納の日付であれ、詠出の日付であれ――という 認めるところである。この場合「建久五年五月二日」の日付はBに る。⑴は、もっともありうる推定であり、かつ、今日までの諸説の ②は「建久五年五月二日」の日付は、A、Bにかかるものであり、 るという客観的事実から、まず除外してもよいと考えられる。次に である。このうち、③についてはAがBに諸本いづれも先行してい B間の「又」はその二つをつなぐものであるとする 場合で あ

ととになっている。

(表 [])

B両百首にかかるとすると、A、Bが同時成立とみる②の場合につ ている。このことを述べる前に「建久五年五月二日」の日付がA、 年五月二日」の日付については、A、B両百首にかかるものと考え いてふれておかねばならない。 私は、先の三つの想定のうち、⑴に立つものであるが、「建久五

A、Bが同時成立という推定を私がとらない理由は、次の表に見

が、Aのみ少し様子が異なる。そこまで言えなくともA、Bを一連 似性を指摘したのであるが、さらに細部にわたって調べてみると、 特に「ぞ」の多用はA百首を一見しただけで気づくところで、春の と見るより、B、Cを一連と見る方が近いということは言える。 の多使用ということ、また「や」「か」もB、Cは類似 している A、B間に差違のあることに気づいた。つまり、Aに於ける「ぞ」 える係助詞の使用の状况によっている。前表丨によってA、Bの類

	Α	В	С	<u>라</u>	
ぞ	21	11	10	42	
P	7	11	10	28	
か	1	4	5	10	
てそ	6	5	2	13	
計	35	31	27	93	

歌二〇首の中でも かも、その使用の 用されている。し 「ぞ」は八首に使

仕方が、

誰も見よ芳野の山の峰つゞき雲ぞ桜か花ぞしらゆき春ぞかし思ふばかりに打霞みめぐむ木ずゑぞ眺められける

たてとは認めねばならない。

おされているとなくなっており、係助詞「ぞ」の多使用はなのがある。そのようなくなっており、係助詞「ぞ」の多使用はなの特徴とのように、一首中二回も使用されたものがある。このような使用はのように、一首中二回も使用されたものがある。このような使用はのように、一首中二回も使用されたものがある。

が、Bと同時成立ということは考えられない。る。このように考えると、Aの成立はBにかなり近い時期ではあるの耳に立つ程の使用の傾向が当然Bにもあらわれてもよいはずである、Bが同一時期につくられたものであるならば、係助詞「ぞ」

お識語の意味と家集の成立

それでは、AはB以前の成立であり、「建久五年五月二日」の日付はA、Bにかかるということはどういうことを意味するのか。つまり、この日付は奉納の日付でも、詠出の日付でもなく、A、B間の「百首の背写された時の日付だったのである。従って、A、B間の「又」は、式子内親王の二つの百首という意味で書き入れられたものであろう。このように考えると、A、B二つの百首に於いて、Bのであろう。このように考えると、A、B二つの百首に於いて、Bのであろう。このように考えると、A、B二つの百首に於いて、Bのであろ。

首が奉納とかの性格を持たないものであるならば、なぜそれらだけ首が奉納とかの性格を持たないものであるならば、なぜそれらだけ首が奉納とかの性格を持たないものである。それらは国島氏の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せる御 百 首 歌の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せる御 百 首 歌の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せる御 百 首 歌の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せる御 百 首 歌の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せる御 百 首 歌の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せるのと、それらだけ、となる。すると、二六種もあったと思われる百首の必然性をずか三種しか残らず、しかも、 A、 Bの残っていることの必然性をずか三種しか残らず、しかも、 A、 Bの残っていることの必然性をずか三種しか残らず、しかも、 A、 Bの残っていることの必然性をずか三種しか残らず、しかも、 A、 Bの残っていることの必然性をである。

王集』の成立と併せて、以下述べてみよう。写年月日と考えることによって解消する。このことを、『式子内親右の如き疑問は、先述のとおり「建久五年五月二日」の日付を書

最後に背写の日付を入れられたわけである。かくして、A、Bの百ちわかるから、式子の百首歌はすでに相当数にのぼり、流布もしてらわかるから、式子の百首歌はすでに相当数にのぼり、流布もしてらわかるから、すでに流布しているものや、二十年も背の済院時然のことながら、すでに流布しているものや、二十年も背の済院時然のことながら、すでに流布しているものや、二十年も背の済院時然のことながら、すでに流布しているものや、二十年も背の済院時然のことながら、すでに流布しているものや、二十年も背の済院時代のものを見せるはずはないから、手もとに置いている未発表の近作を渡したにちがいない。すなわち、それがA、Bの百首だったの情を渡したにちがいない。対して、A、Bの百首は、持ち帰られた後、さっそく書写され、である。この二種の百首は、持ち帰られた後、さっそく書写され、である。この二種の百首は、持ち帰られた後、さっそく書写され、のものでは、千載集以前にも百首歌を作っていたことが、その詞書かば登りに背切り、流布もして、A、Bの百

けた曹写者を、御子左家近辺の者としたのは、前章口で 述 べ た 俊ところで、右の推定において、「 建久五年五月二日」の談語を付

首は「建久五五月二日」の謶語を有するに至ったのである。

百首」であるから、その性格からしてよいとして、残るA、Bの百

た時、次のような疑問を持った。すなわち、C百首は「正治二年院

しかし、私は、A、Bが奉納百首ではなかろうという立場に立っ

成、定家などとの関係によるものである。定家が歌集や草子を「家 写者自身の興味からか、そのいづれにせよ、式子のもとから借り出 式子のA、B二つの百首は、俊成の命か、定家の命か、或いは、背 曹写者名が奥書に記されることは稀であるから、この「家中の小 され、費写されたのに違いあるまい。 女が具体的に誰であったかは判明しないわけである。ここの場合、 中の小女をして皆写せしめた」という場合、民部卿典侍のように、

るという二次、或いは三次の成立過程を経て、『式子内親王集』は 名な正治百首(C)を加え、更に、「雖入勅撰不見家集歌」を加え と、散佚をまぬかれ、A、Bとまとまって流布したのであろう。こ 和歌所へ持ち込まれ資料となったのであろう。そして、この二つの 出来上ったものと考えられる。 れが、式子の家集の初期第一次の形態であり、それに、後人が、有 百首だけは、書写され、まとまっていたため幸いにも良い管理のも っては、すでに流布していた他の百首と共に、このA、Bの百首も て御子左家近辺に存在していたのである。後、新古今集編纂にあた 結局、式子のA、Bの百首は、「建久五年五月二日」の識語をもっ

出おわりに

り近い時期(恐らく二~三年の間ではあるまいか)の成立である。 間に於いて、AはBに先行し、かつ、両者は同時ではないが、かな 言えよう。A、Bの百首は共に文治四年(一、一八八)以後、建久 五年(一、一九四)五月二日以前の成立である。そして、この六年 以上の推論には、飛躍がないとは言えないが、少くとも次のことは

> ものである。 は、A、Bの百首がいっしょに誰れかに誓写された時に付けられた さらに、家集に見えるB歌群のあとの「建久五年五月二日」の識語

正を仰ぎたい。 越えるものではない。ここに、あえて試みとして一案を呈し、御叱 何らの資料的裏づけ、伝記的事実もないわけで、推論の域を一歩も を含めて、家集成立までを考えてみた。後半部内に於ける論述は、 式子内親王の家集中のA歌群の成立時期からB歌群の奥昔の問題

(昭和五二年、八、二〇稿)

注1この歌数のうちわけは次のとおりである。家集については諸本 間で若干差がある。

百首

百一首

九九首

七三首(うち三首他作、 九首ABCに重出)

三六一首

Dのもれ

三百六十番歌合

一七首

私撰集

総計 四〇〇首

五社百首中の歌

注 3 注 2

態と成立について」 『国語と国文学』昭和三五年七月号、 『国文学研究』昭和一六年六月号、「式子内親王論」 「式子内親王集

形

右揭論文中他

注5 『和歌文学講座七』昭和四五年刊

注6 「式子内親王」昭和四四年刊

注7 百首歌の成立時期について――」 『国文白百合』昭和五二年、「式子内親王集の研究 特に

注 8 今日までの諸説はすべて、この識語はBに付されたものであ

注 9 『王朝女流文学史』昭和四七年刊 Bはこの識語どおりの成立としている。

注 10 『藤原定家の研究』昭和五十年刊

式子の生年は今のところ不明であるが考証の結果、仁平三年 (一、一五三) から久寿二年(一、一五五) の間と推定でき

千載集奏覧は序文では前年の文治三年となっている。ここは る。ここでは、中間の久寿元年(一、一五四)として考えた。 『明月記』の記事による。文治四年四月が、決定稿の実質奏

注 12

前掲論文 (注5)

覧であると考える。

注 14 又、同類bの一本にDを欠いたものがある。 但し、第四類本は歌群の順序が「ACBD」となっている。 書陵部本Aは原本に最も近いと思われる第一類本である。

四類本がそれを欠いている。 「建久五年五月二日」の日付については第三類bの三本と第

文庫本は「亦」である。) 文庫本D、国島氏架蔵本A)等がそれを有している。 「又」の字については、第一類本(普陵部本A)、第二類本 (書陵部本C、神宮文庫本、東洋文庫本、三手文庫本、桃園

> 注 16 『式子内親王集』(古典文庫)の解説

歌の引用は、岩波古典文学大系『平安鎌倉私家集』による。

年度広島大学国語国文学会秋季研究集会での発表の折は、友久武文 っては本学の稲賀敬二先生に御指導いただきました。更に、昭和52 であり、卒業論文作成にあたっては山崎誠先生に、又、改稿にあた 本稿は広島女子大学へ提出した卒業論文の一部に手を加えたもの

て、感謝の心を捧げます。 先生を始め多くの方々から御教示をいただきました。こ こ に 記 し

広島大学大学院在学